

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>平成30年7月1日から県内一部公共交通機関が、新たに1年（＝12箇月）を最長通用期間とする定期券の販売を開始したことに伴い、1箇月当たりの運賃等相当額が最も経済的な定期券が1年定期券となったことから、通勤手当の支給単位である「支給単位期間」の上限を1年とするもの。</p> <p>○支給単位期間の上限</p> <p>〔現行〕6箇月 ⇒ 〔改正〕1年</p>	
施行日	平成30年11月1日
<p>【その他参考事項】</p>	